

平成 20 年度第 2 回鎌ヶ谷市障がい者地域自立支援協議会議事録

日時 平成 20 年 11 月 21 日 (金)

場所 鎌ヶ谷市総合福祉保健センター 4 階研修室

出席者 18 名 (1 名欠席)

- 議題 1 障がい福祉計画の見直しについて (中間報告)
2 その他

議事概要

1 開会

(事務局)

(本日の出席委員数、委員の交代、傍聴者数等について報告。)

2 会長挨拶

(会長)

本日は、お忙しいところご出席いただきまして、有難うございます。

それでは、ただいまより平成 20 年度第 2 回障がい者地域自立支援協議会の議題に入ってまいります。

はじめに、議題の 1 「鎌ヶ谷市障がい福祉計画の見直しについて」事務局から説明をまいります。

よろしくをお願いします。

4 議題の 1 障がい福祉計画の見直しについて

(事務局)

本日の議題は 1 点になりますが、第 2 期障がい福祉計画策定の中間報告ということで、前回の会議から今日までの状況について、経過の報告をいたします。

7 月 23 日に第 1 回の自立支援協議会を開催し、その中で今年は、障害者自立支援法が施行後 3 年目を迎えるということで、見なおしの作業が国において進められていること、平成 18 年度に策定した障がい福祉計画について、見直しが必要になることをお伝えしました。

障がい福祉計画は、福祉サービスが安定して提供されるように、市町村のサービス量とそのサービスを確保するための方策を定める計画ですが、3 年を一つの区切りとしており、今年は、平成 21 年から 23 年までの第 2 期計画を作ることになり

ます。

障害者自立支援法と障がい福祉計画との関係では、国におきまして基本方針を定めておりますので、その内容について見直しがされれば、それを受けて市町村や千葉県の計画も修正していくことになります。

前回会議からの経過の報告をいたしますと、平成20年8月8日に、障がい福祉計画の市村担当者会議が千葉県庁で開催されました。

千葉県障害福祉課の説明では、国において各種の検討会が行われているけれども、先行き不透明な中で第2期の計画を策定することになるので、基本的には第1期の計画を引き継ぐ形になると思われること。そのため、県でも、市町村から早めに見込み量の数値を報告してもらって、県の計画を作っていくとの考えでした。

その後、9月中旬を締め切りに千葉県障害福祉計画と障害者計画を年度内に策定するため、障がい福祉サービスの見込み量の調査があり報告しております。

次に10月14日ですが、国の会議を受けて県庁で市町村障がい福祉担当課長会議があり、障害者自立支援法の見直しについての状況と障がい福祉計画についても説明がありました。

全体としては、途中経過といった内容のものですが概要の説明いたしますと、
まず

- ① 障がい関係予算の概算要求の内容として、対前年度で5.5%、538億円の増であること。
- ② 社会保障審議会障害者部会の中で、本年中を目途に見直しの方向性を取りまとめる予定で、メンバーには千葉県の堂本知事も含まれていること。
- ③ 障がい児支援の見直しに関する検討会報告書の説明では、都道府県で行われている児童の事務について、一部を市町村に移管する案があること。
- ④ 今後の精神保健医療福祉のあり方の検討状況では、平成16年に作られた精神保健福祉改革ビジョンを受けて、21年から5年間の重点施策定めていくものですが、今回の障がい福祉計画の中の精神障がい者の長期入院者の地域生活への移行に関するものとして、居住サポートや就労支援関係事業の促進や相談支援体制の充実などがまとめられてくること。
- ⑤ 発達障がい者支援の推進については、発達支援法が平成17年に施行されて3年目の節目の年であり、これまでの課題を整理し今後の方向性を検討されてきたが、市町村では、個別支援計画の作成を含む支援体制の充実が求められていくこと。
- ⑥ 加えて、今回の第2期障がい福祉計画の策定に向けて、第1期計画からの主な変更内容のこと。

などがありましたが、障がい福祉計画の件につきましては、資料の15ページから21ページに詳細が載っておりますので、この部分の説明をいたします。

まず、第2期計画策定における留意点として、15ページの裏の上段部分ですが、第1期計画の策定に際して、基本方針において示した数値目標の考え方は、基本的には第2期計画の策定においても変更しない。第1期計画が、機械的に短期間で行われたことを踏まえ、第2期計画では、分析検討して目標値を適正に補正すること。また、退院可能精神障がい者数については、第1期の数値を踏襲し、今後の国の検討結果を踏まえて、改めて数値の設定などを行うこと。

次に、第2期障がい福祉計画における計画内容の変更点としては、7項目ありますが、

- ① 都道府県、市町村の協働による圏域単位サービス基盤整備の促進等に関する事項として、都道府県が圏域単位を標準として計画を作成するときは、協働により作成作業を行うとともに、関連する内容を市町村障がい福祉計画にも反映させる必要があること。
- ② 障がい者の地域生活への移行の一層の促進に関する事項では、精神障がい者の地域生活への移行のため国の精神障がい者地域移行支援特別対策事業を、障がい福祉計画に明確に位置づけること。
- ③ 相談支援体制の充実強化に関する事項では、地域における適切なサービス利用を支える相談支援体制の充実強化が必要であるとの考えに立って、障がい者地域自立支援協議会のあり方を福祉計画上明確に位置づけること。
- ④ 一般就労への移行支援の強化に関する事項は、都道府県が「工賃倍増5ヵ年計画」を策定した場合は、平成23年度の目標工賃等の概要について計画上に記載し周知を図るとともに、福祉施設等における障がい者の雇用の確保を図るため、官公需に係る福祉施設の受注機会の拡大について記載し、取り組みを進めること。
- ⑤ 虐待防止に対する取り組みの強化に関する事項として、障がい者に対する虐待防止に関する取り組みが求められていることから、虐待の防止と迅速かつ適切な対応などについて地域全体でシステム整備を図るなどを計画に盛り込むこと。
- ⑥ サービス見込み量に関する事項として、利用者ニーズを反映すること。
- ⑦ 地域生活支援事業について、単位の変更などがあること。

などとなっております。

それから、次の項目としては、地域生活支援事業に係る障がい福祉計画の策定についてという室長通知が出されており、この中で、項目や単位について若干見直しがあり、それを反映させて地域生活支援事業の内容や見込み量を定めることとなります。

主な変更部分については、自立支援協議会、住宅入居支援事業、成年後見制度利用促進事業について、実施箇所数が実施の有無に変わっていること。コミュニケーション支援事業について、設置手話通訳者数を表示すること、奉仕員養成研修事業

について、新たに終了見込み者数を表示することなどが含まれています。

以上が国の基本方針の変更などの説明ですが、これを受けて、千葉県から第2期障がい福祉計画の策定にかかる基本的な考え方と留意事項が示されました。

簡潔に説明いたしますと、

障がい福祉サービス見込み量の考え方は、

- ① 各年度の10月分1ヶ月のサービス量が基準となること。
- ② 支給決定量が基本だが、実利用者と差がある場合は、実利用者で見込むこと。
- ③ 訪問系サービスについては、実利用者の伸びを踏まえること。
- ④ 日中活動系サービスについては、旧法施設の移行調査により、移行予定や新規利用者の増なども見込むこと。
- ⑤ 居住系サービスでは、同様に施設の移行予定、グループホーム、ケアホームの利用者の伸びなどを見込むこと。

また、基本的な考え方については、

- ① 入所施設から地域生活への移行に推進については、第1期計画と同程度とすること。
- ② 入院中の精神障がい者の地域生活への移行では、具体的な検討は、国の考え方が示された際に行うこととして、第1期と同じく30人とすること。
- ③ 福祉施設からの一般就労への移行については、第1期計画と同程度の目標設定とすること。

以上の状況から、今日の会議におきましては、国、県の考え方とこれまでの実績を踏まえた上で、21年度から23年度までの数値目標の設定と障がい福祉サービスの見込み量の案を作りましたので、それについて報告いたします。

第2期障がい福祉計画目標値については、資料の1ページから説明いたします。

まず、平成23年度の目標値についてですが、①の施設入所者の地域生活への移行については、第1期計画では、平成17年10月1日時点の1割以上の者が地域生活を目指す計画ですが、同様に平成23年度の目標でも変更はありません。

②の入院中の退院可能精神障がい者の地域生活への移行については、千葉県全体の数2700人を市町村の人口で按分した数ですが、同様に変更はありません。

③の福祉施設から一般就労への移行等については、平成17年度において対処した者が2人ということですが、この人数は平均より多い数なので目標数値では4倍でなく2倍の4人としております。この数字も第2期計画では変更はありません。

就労移行事業の利用者数については、変更があります。

平成18年度から20年度の鎌ヶ谷市の実績や施設の移行予定をもとに検討すると、全体として事業所の移行などが遅れているため数値は減少しています。詳細については、後の資料で説明いたします。

資料の5ページから後に、サービス別に当初計画と今後の見込みを対比し、修正の内容を記載しましたのでご確認下さい。

居宅介護については、利用人数については実績値を参考として修正しましたが、利用時間については、当初では1人当たりつき12時間としましたが、利用時間が増加しているため月20時間で予定しております。

重度訪問介護については、障がい程度区分が4以上の者が対象であるため、利用者は限定されていますが、現在まで2名の継続利用者がいますので予定として1名を見込みます。

行動援護については、サービス提供事業所が少ないため利用者の伸びは見込めませんが、平成19年度では1人の利用者があったため2名程度の利用者を見込みます。

重度障がい者等包括支援については、利用実績がなく見込み量なしとします。

生活介護については、介護給付費の基礎的サービスで、入所通所施設の日中活動であるため利用者は増加します。入所施設については、知的障がい者施設を中心に、今後、新体系に移行することが本格化すると思われませんが、鎌ヶ谷市からの利用者では重度者が多いため、生活介護が中心となります。ただし、移行年度はまだ不透明であるため、最終年度まで20人が旧法施設を利用することとして予定しました。

また、通所施設では、平成18年度に市内に開所した更生施設が当初計画に含まれておりませんが、移行については、最終年度として予定しました。なお、日数については、当初1人月30日としましたが、日中活動であるため20日としました。

自立訓練（機能訓練）についてですが、サービス提供事業所が少なく利用実績はありませんが、今後入所施設が移行することを想定して利用者が見込まれます。具体的には、千葉リハビリセンターの年間利用者数を見込みました。

自立訓練（生活訓練）では、平成20年度の実績で県外施設1箇所、県内施設1箇所で2名の利用ですが、知的障がい者施設が今後新法に移行する場合生活訓練事業になることも予想されるため、利用者は増加しますが、重度の方では生活介護が中心であるため多くは見込めません。

就労移行支援では、授産施設等からの移行が見込まれますが、対象施設の利用者は多くないため当初計画とほぼ同数とします。

就労継続支援事業A型については、県からの見込みでも触れられていましたが、事業のベースとなる福祉工場等が少ないため利用者は見込めません。よって、最終年度に2名の利用者となりました。

就労継続支援事業B型事業については、知的精神の作業所や通所施設からの移行が想定されますが、通所施設からの利用実績が中心であり、平成23年度中間期までの予定では減とします。

療養介護については、対象者及び施設とも限定されており、当面利用者は1名と

なっていますが、重症心身障がい児施設の利用者が対象となった場合は、最大で 6 人が対象となるため、最終年度に 7 名としました。

児童デイサービスでは、平成 20 年 4 月からマザーズホームが指定事業所となったため、利用者数が 20 年度から増加しています。今後も利用者数は増加するものと思われるため、各年度とも増加修正しました。1 人当たりの利用日数は、実績を基礎として 8 日としました。

鎌ヶ谷市内には、児童デイサービス事業所は、マザーズホーム以外にもう 1 箇所ありますが、こちらは、就学児が多い 2 型の施設となります。

短期入所事業については、支給決定者数は多いが、平均すると 1 ヶ月 20 人程度の利用者数となっています。今後も利用率は同水準で継続すると思われるので、前期同様に年間 2 人程度の増加を見込みます。利用日数については、月に 7 日で算定しています。

旧法施設支援の入所では、平成 20 年度では、身体障がい者施設 5 人、知的障がい者施設 3 8 人の計 4 3 人ですが、平成 21 年度以後の移行を想定すると 21 年度から 23 年度中間期までに 2 3 人が減少すると見込まれます。移行予定が不透明な施設もあることから、平成 23 年度末において 2 0 人の継続利用を見込みます。

旧法施設支援の通所では、平成 18 年 9 月に知的障がい通所更生施設が市内に開所しましたが、当初計画には反映されていないため、実績が多くなっています。平成 21 年度からも移行が想定されるが、市内施設については、最終年度と予定しました。

施設入所支援では、障がい者施設での夜間ケアがサービスの内容であるため、生活介護等との給付が併給されます。知的障がい者施設の新体系への移行が、今後本格化するため、生活介護利用者分の増加とほぼ同数水準での増加とします。

共同生活介護と共同生活援助では、当初計画では一体で見込み量を表示していましたが、共同生活介護では、市内に 1 箇所施設ができる予定があるためその人数分を見込んでいます。また、共同生活援助では、今後地域生活への移行が進むことを想定して、名年 2 名の増加を見込んでいます。

指定相談支援事業は、サービス利用計画を作成する人数になりますが、これまで実績が 1 人であるところから、急な利用者増は見込めないと思われるので、2 名といたしました。

地域生活支援事業の関係では、障がい者相談支援事業で、平成 19 年度には市内に 3 箇所、市外の委託事業として千葉県の共同委託事業を加えて合計 4 箇所となりましたが、平成 20 年度では、市外の委託事業がなくなり 3 箇所になりました。平成 2 1 年度では、市外の委託事業を再度 1 箇所復活させる予定として合計 4 箇所の事業所といたします。

地域自立支援協議会については、数は変わりありませんが、表示方法が、有り、無しの表示になりました。

市町村相談支援機能強化事業と住宅入居等支援事業、成年後見制度利用促進事業についても、有り、無しの表示になりました。

コミュニケーション支援事業は、手話通訳、要約筆記者の派遣事業のことですが、従来は実人数の表示であったところ、設置手話通訳者数、実利用者数の表示になっております。

日常生活用具給付事業については、品目数は変更ありませんが、実績に近づけて修正しております。情報意思疎通支援用具や排泄管理支援用具などは、今後増加することが見込まれます。

移動支援事業については、1人当たりの利用時間は予測値を下回っていますが、利用時間についてはほぼ同程度になっています。移動支援事業の形としては、マンツーマンの方法のみ実施していますが、グループ型などについても検討していきたいと思っています。

地域活動支援センター事業は、創作的活動や生産活動を行う日中活動ですが、身体障がい者福祉センターから移行したものと、作業所から移行した2件が、現在市内には存在します。そのうち、機能強化事業の対象となるものは、利用人数などの関係で1箇所少なくなります。今後移行が進み増加していくものと思われます。

なお、この件数は、市外のセンターについては、カウントしておりません。

最後に、手話要約筆記奉仕員研修事業ですが、これは、これは今回から新しく乗せたものですが、鎌ヶ谷市では毎年、研修事業を実施していますので、表示のとおりとなります。

なお、最後に、これらの事業のうち、法定事業について、利用者の伸びから将来的にどの程度予算が必要かを大まかに計算してみたものを作りました。

単価については、現在の単価を基準にして、利用者の伸びを見込んだものですが、平成23年度では、4億2千5百万円程度となりました。施設の新体系移行が予定とずれば当然、予定費用も動くこととなりますので、参考程度と考えてください。

資料の14ページには、現在の利用者数をサービス別に分け、事業所名を表示しております。

(会長)

以上、説明がありましたが、何か質問はございますか。

(委員)

各支援制度や支援施設などのニーズの掘り起こしを進めるために、相談支援事業の強化を図ることを盛り込んではどうか。

(事務局)

相談支援事業の強化については、ご意見のとおりと考えております。

(委員)

ハローワークでは、障がい者を対象とした就労支援サービスを実施しており、現

在は、船橋市を中心に作業所や地域活動支援センターなどに出向いて講習会なども実施している。鎌ヶ谷市の作業所などにも現地に出向いて同様の講習会や説明会を実施したいが、その場合は、作業所やセンターごとではなく、できれば場所を1箇所集合して実施したい。

(事務局)

市内の障がい者関係事業所については、後日資料を送りますので、よろしくお願いいたします。

(委員)

ハローワークが説明会や講習会を実施してくれるのはありがたいので、是非お願いしたい。

相談支援事業を通して障がい者のニーズの掘り起こしを強化したい。

併せて、精神保健についても、もっと発信していきたい。

(委員)

会員の中には、作業所には通わないが就労可能と思われる方がいるので、会としてもハローワークの説明を聞きたい。

(会長)

ほかにご質問がなければ、以上で本日の議題は終了しますが、事務局から何かございますか。

(事務局)

次回の会議でございますが、3月を予定しております。

議題としては、第2期障がい福祉計画の素案についてお示しすることと、できれば、部会の設置について、各市の状況などを準備したいと思っております。

時間、場所は決定次第お知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

(会長)

それでは、これで本年第2回の障がい者地域自立支援協議会を閉会とさせていただきます。

お疲れ様でした。

以上、会議の経過を記載し、相違ないことを証するため次に署名する。

平成20年12月18日

氏名 鮫 島 亘

氏名 飯 高 優 子